

○厚生労働省告示第三百七十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前
別表 第 1 ～ 3 (並) 第 1 部 ～ 第 10 部 (略)			別表 第 1 ～ 3 (並) 第 1 部 ～ 第 10 部 (略) (新設)
第 11 部 追 補 (7)			
品 名 内 用 薬			規 格 単 位 薬 価 円
(並)			
イムルリオ錠 200mg			200mg 1 錠 27,551.80
オーゼイフル錠 0.5mg			0.5mg 1 錠 22,773.30
オーゼイフル錠 1mg			1mg 1 錠 22,792.50
オーゼイフル錠 2mg			2mg 1 錠 22,838.80
(注)			
ヒアニュオ錠 10mg			10mg 1 錠 6,941.00
ゾメリテイクアゼル 231mg			231mg 1 カプセル 2,066.00
ゾリヌスゾリ錠 25mg			25mg 1 錠 24,695.70
(並)			
ラゾシド錠 25mg			25mg 1 錠 929.00
リンゾオック内用液 0.1% (1mg / ml)			180mg 180ml 1 瓶 343,101.60
注 射 薬			規 格 単 位 薬 価 円
品 名			
(並)			
イムシゾリー皮下注 10mg			10mg 1 ml 1 瓶 349,863
(並)			
ステラレーラ皮下注 45mg バイアル			45mg 0.5ml 1 瓶 211,919
(注)			
ヒゾサーゴ皮下注 150mg シリンジ			150mg 1 ml 1 筒 183,015
外 用 薬			規 格 単 位 薬 価 円
品 名			
(注)			
ビレーズトリ 14.4 エアロスフイア 56 吸入			56 吸入 1 キット 4,936.40
ビレーズトリ 14.4 エアロスフイア 120 吸入			120 吸入 1 キット 10,505.00

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬(略) アナキンラ製剤 セトメラノチド酢酸塩製剤 ベピロビルセンナトリウム製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬(略) アナキンラ製剤 (新設) (新設) (新設)

附 則

この告示は、令和八年十月十四日から適用する。